

2017年(平成29年度)複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名	Ⅱ-2 資源循環型社会の構築	施策No.	14	施策名	廃棄物の適正処理の徹底
目的、内容	廃棄物の適正処理を徹底する。不適正処理の発生抑制、事案解決に取り組む。 電子マニフェストの普及に取り組むとともに、優良な処理業者の育成につながる顕彰制度導入等の検討を進める。				
副次的效果、外部効果等	「健康で安心して暮らせる社会の構築」、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」に資する。				
関係法令、行政計画等	循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、資源有効利用促進法、各個別リサイクル法、大阪府循環型社会形成推進条例、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例 大阪府循環型社会推進計画(2016年6月策定、2020年度まで) 大阪府PCB廃棄物処理計画(2004年3月策定、2026年度まで)				
国等の政策、社会情勢等	①2011年4月、改正廃棄物処理法が施行された。改正法では、排出事業者の適正処理対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策強化、産業廃棄物処理業の優良化推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進等が規定された。 ②改正PCB特別措置法(2016年8月施行)により、PCB廃棄物の処理期間は、近畿エリアの高濃度PCB廃棄物が2020年度末まで、低濃度PCB廃棄物が2026年度末までとなった。2016年7月に国においてPCB廃棄物処理基本計画が変更され、PCB廃棄物の確実かつ適正処理を掲げる。 ③2013年5月、国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定。廃棄物の適正処理等を掲げる。				
(参考) 「講じた施策」に記載した施策事業コスト	2014年度(決算額)(千円) 132,448	2015年度(決算額)(千円) 302,783	2016年度(決算見込額)(千円) 273,677		
取組指標及び実績 (施策効果の定量評価)	※各年度で「講じた施策」への掲載事業が異なることから、新規事業の有無等に関わらず、年度間でコストの増減がある。				
工程表の進捗状況 [処理]	工程名 排出事業者による適正処理の徹底 多量排出事業者制度の評価手法の確立 インターネット等による公表制度の確立 事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立促進 業界団体と連携した法規制(委託基準、マニフェスト報告等)等の周知徹底 優良な処理業者の育成 優良産廃処理業者認定制度の適切な運用 混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底 有害廃棄物の適正処理の徹底 PCB廃棄物の適正処理 府保有の安定器等PCB廃棄物の処理 アスベスト廃棄物の適正処理 関係団体連携による感染性廃棄物の適正処理の徹底	進捗状況※ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆ ☆☆	主な事業の名称 年度内の府所管区域における不適正処理事案の把握件数 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画、実施状況報告書の提出を指導。 府所管域計画策定事業者数(工場・事業場)：のべ186事業所(2016年度) 廃棄物処理法に定める多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量などに関する計画書等の作成について指導を行うとともに、提出された計画書等について、順次大阪府ホームページにおいて公開。 多量排出事業者に対する計画書の公表や処理実績を踏まえた助言等を通じた減量化等の取り組みを促進するとともに、その他の排出事業者へも、マニフェスト交付状況報告書の確認、立入検査等により産廃の減量化・適正処理について指導 業界団体等と連携した出張説明会の実施。 2014年度9回、2015年度13回、2016年度32回実施 新環境総合計画策定後に施行された廃棄物処理法改正法に基づき、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性など優良基準に適合する産廃処理業者を認定する制度を運用。2017年6月時点で253業者を認定 立入検査等において、混合廃棄物の分別・再資源化の徹底を指導。 高圧機器等処理進捗率：90%(2016年度末) 国と共に拠出した基金により中小企業の負担を軽減 処分期間内(高濃度PCBは2020年度末まで)の処分を行うため計画的に処分を実施。 府保有の小型コンデンサ等の処理 5.3t(2016年度)、6.1t(2015年度) 建築物解体作業におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底及び円滑な処理体制の確保の点検等、建築物解体現場に対する指導の実施 立入検査件数 15件(2014年度)、0件(2015年度)、30件(2016年度) 医師会等と連携した感染性廃棄物適正処理に関する説明会の実施。 2014年度3回、2015年度1回、2016年度0回 実施	主な事業の名称 年度内の府所管区域における不適正処理事案の把握件数 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画、実施状況報告書の提出を指導。 府所管域計画策定事業者数(工場・事業場)：のべ186事業所(2016年度) 廃棄物処理法に定める多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量などに関する計画書等の作成について指導を行うとともに、提出された計画書等について、順次大阪府ホームページにおいて公開。 多量排出事業者に対する計画書の公表や処理実績を踏まえた助言等を通じた減量化等の取り組みを促進するとともに、その他の排出事業者へも、マニフェスト交付状況報告書の確認、立入検査等により産廃の減量化・適正処理について指導 業界団体等と連携した出張説明会の実施。 2014年度9回、2015年度13回、2016年度32回実施 新環境総合計画策定後に施行された廃棄物処理法改正法に基づき、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性など優良基準に適合する産廃処理業者を認定する制度を運用。2017年6月時点で253業者を認定 立入検査等において、混合廃棄物の分別・再資源化の徹底を指導。 高圧機器等処理進捗率：90%(2016年度末) 国と共に拠出した基金により中小企業の負担を軽減 処分期間内(高濃度PCBは2020年度末まで)の処分を行うため計画的に処分を実施。 府保有の小型コンデンサ等の処理 5.3t(2016年度)、6.1t(2015年度) 建築物解体作業におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底及び円滑な処理体制の確保の点検等、建築物解体現場に対する指導の実施 立入検査件数 15件(2014年度)、0件(2015年度)、30件(2016年度) 医師会等と連携した感染性廃棄物適正処理に関する説明会の実施。 2014年度3回、2015年度1回、2016年度0回 実施	事業の実施状況 年度内の府所管区域における不適正処理事案の把握件数 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画、実施状況報告書の提出を指導。 府所管域計画策定事業者数(工場・事業場)：のべ186事業所(2016年度) 廃棄物処理法に定める多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量などに関する計画書等の作成について指導を行うとともに、提出された計画書等について、順次大阪府ホームページにおいて公開。 多量排出事業者に対する計画書の公表や処理実績を踏まえた助言等を通じた減量化等の取り組みを促進するとともに、その他の排出事業者へも、マニフェスト交付状況報告書の確認、立入検査等により産廃の減量化・適正処理について指導 業界団体等と連携した出張説明会の実施。 2014年度9回、2015年度13回、2016年度32回実施 新環境総合計画策定後に施行された廃棄物処理法改正法に基づき、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性など優良基準に適合する産廃処理業者を認定する制度を運用。2017年6月時点で253業者を認定 立入検査等において、混合廃棄物の分別・再資源化の徹底を指導。 高圧機器等処理進捗率：90%(2016年度末) 国と共に拠出した基金により中小企業の負担を軽減 処分期間内(高濃度PCBは2020年度末まで)の処分を行うため計画的に処分を実施。 府保有の小型コンデンサ等の処理 5.3t(2016年度)、6.1t(2015年度) 建築物解体作業におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底及び円滑な処理体制の確保の点検等、建築物解体現場に対する指導の実施 立入検査件数 15件(2014年度)、0件(2015年度)、30件(2016年度) 医師会等と連携した感染性廃棄物適正処理に関する説明会の実施。 2014年度3回、2015年度1回、2016年度0回 実施

	焼却施設におけるダイオキシン類対策	☆☆	一般廃棄物処理指導監督における指導	市町村等の一般廃棄物焼却施設への立入検査の実施 立入検査件数 22件(2014年度)、22件(2015年度)、22件(2016年度) 事業所指導課分:立入検査件数 1件(2014年度)、0件(2015年度)、5件(2016年度)
			産業廃棄物処理指導監督における指導	焼却施設を有する事業者に対する指導の実施 立入検査件数 18件(2014年度)、13件(2015年度)、5件(2016年度)
[処理]	不適正処理の未然防止、警察と連携等による迅速な解決	☆☆	監視体制強化事業	警察と連携した監視パトロールによる不適正処理の発見と是正指導 (立入検査等の件数: 1,105件(2014年度)、1,158件(2015年度)、1,279件(2016年度))
			放置自動車対策推進事業	条例に基づき府所有・管理地の放置自動車について所有者等への撤去を指導し、撤去されない場合に府が撤去を行った。府域の放置自動車確認件数及び自主撤去率は 2014年度 323台(自主撤去率44%)、2015年度 315台(自主撤去率58%) 確認件数が統計上最多であった2001年度の8,138台(自主撤去率19%)に比べると大幅に改善している。
[最終処分]	最終処分量の大幅な低減と最終処分場の安定的な確保(次期広域処分場確保に向けた検討・調整、安定的な確保)	☆☆	広域廃棄物処分場整備促進	「広域臨海環境整備センター法」に基づき、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス計画)を推進(2013年度から、次期計画の具体化を目指して検討している。)
			※進捗状況: ☆☆☆計画以上の進捗/☆☆計画どおり/☆計画以下の進捗/△計画とは異なる事業内容で進捗	
評価	評価	理由等		
	施策目的の達成状況	一部は計画以下の進捗	<p>不適正処理の新規事案の発生件数は減少傾向にある。また、事案数はほぼ横ばいである。 一方、新規事案の解決率は、事案の質的変化等により低下している(2014年:70%、2015年:66%、2016年:38%)。</p> <p>原因は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、短期的に解決が可能な野焼きの比率が減少している一方で、長期化しがちな野積みや埋立事案が相対的に増加していること。 組織的かつ巧妙な不適正処理を行う行為者が増えつつあること。 <p>等が挙げられる。</p> <p>立入検査やパトロールを充実させるとともに、調査対象を広げるなど、より高度な監視指導手法を導入し、対応を図っている。</p>	
計画見直し又は改善事項	事業・工程の進捗状況	概ね想定どおりの進捗だが、一部は計画とは異なる事業内容で進捗	<p>排出事業者が紙マニフェストについて交付等状況報告を毎年度行うことにより、マニフェスト交付排出事業者の処理状況を把握し、事業所への指導を行っており、施策目的達成に向け順調に取り組んでいる。</p> <p>2015年度から安定器等の処理がJESCO北九州事業所で始まるなど、PCB廃棄物の処理が進んでいる。府保有のPCB廃棄物の処理が計画的に進んでいる。</p>	
	見直し・改善点の有無	見直し・改善点の内容等		
関係課室	目標	無		
	施策の方向・主な施策	無		
	工程表	無		
	その他の改善事項	有	<p>組織的かつ巧妙な不適正処理への対応には時間を要するが、解決に至った場合には、業界内等への抑止効果が大きいことから、これらの事案に対応する監視指導手法の効率化・迅速化に重点的に取り組むとともに、新規事案については年度ごとに指標を定めて解決を図る。</p>	
循環型社会推進室、環境管理室				

環境総合計画部会委員による点検(所見)	点検評価手法の適正さについて	評価結果について	計画の見直し又は改善方針について
	おおむね妥当と判断するが、2014~2016年の評価であるにもかかわらず、3年間の数値が記載されていない項目がある。可能な限り、実績としての定量的な数値を示していただけるように工夫いただきたい。また、項目によって、西暦での標記と年号での標記が混在している。 ※修正対応済(事務局)	おおむね妥当であると判断するが、不適正処理事案の「解決率」といった新規の評価項目が説明もなく表示されていることや、毎年の新規以外の項目は未解決の案件と判断するのか、丁寧な説明を希望する。	不適正処理事案のうち解決事例については、その経緯も含めて、可能な限り公開することでさらなる抑止効果が働くように工夫いただきたい。